



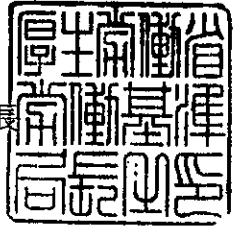
基 発 0330 第 8 号

29 文科高第 1186 号

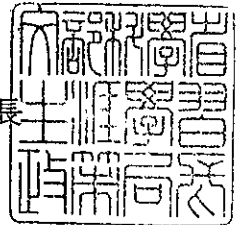
平成 30 年 3 月 30 日

全国中小企業団体中央会会長 殿

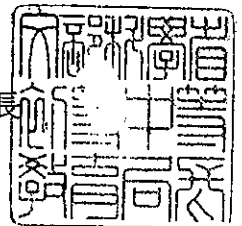
厚生労働省労働基準局長



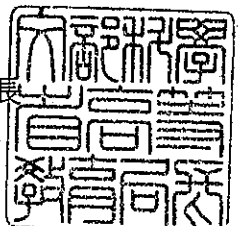
文部科学省生涯学習政策局長



文部科学省初等中等教育局長



文部科学省高等教育局長



高校生・大学生等アルバイトの労働条件の確保について（協力依頼）

高校生・大学生等（短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の学生を含む。以下同じ。）のアルバイトの労働条件の確保については、厚生労働省から貴会に対して、平成 27 年 11 月に学生アルバイトの労働条件の確保、平成 28 年 6 月に高校生等のアルバイトの労働条件の確保について、それぞれ要請を行い、平成 29 年 3 月には厚生労働省及び文部科学省から高校生・大学生等アルバイトの労働条件の確保について再要請を行わせて頂いたところ、貴会におかれましては、積極的にお取り組みをいただいているところと存じます。

高校生・大学生等のアルバイトについては、引き続き適切な労働条件の確保の推進及び定着を図ることが重要であると考えています。

このため、厚生労働省及び文部科学省としては、これまでも高校生・大学生等アルバイトの労働条件の確保のため、関係法令の周知・啓発等を実施してまいりましたが、本年も多くの新入生がアルバイトを始める4月から7月までを実施期間として「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンとし、アルバイト問題に関する重点的な周知・啓発のほか、若者への相談対応の充実等を図ってまいりますので、貴会を始めとする事業主団体・業界団体におかれましても、下記事項について、傘下団体や会員企業への周知・啓発に御協力をいただきたいと存じ上げます。

また、キャンペーンを推進するために、別添リーフレット（別添1）を作成いたしましたので、併せて周知いただけますようお願いいたします。

今後とも、厚生労働省と文部科学省が連携して、アルバイトの労働条件の確保にかかる周知・啓発、高校生・大学生等向けの労働法等の理解促進、大学生等が相談しやすい環境整備等を通じた相談体制の拡充等、各種の取組を実施していく方針ですので、引き続き、御理解、御協力のほどお願い申し上げます。

記

1 学生アルバイトの労働条件の確保について

各事業主においても、引き続き、学生アルバイトについて、

- ・ 労働契約の締結の際の労働条件の明示
- ・ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（別添2）に基づく労働時間の適正な把握
- ・ 労働契約の不履行に対して、あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

等の労働関係法令等の遵守はもとより、

- ・ 学生の本分は学業であることを御理解いただき、学業とアルバイトとの適切な形での両立のため、シフト設定に際しての御配慮
- ・ 売れ残り商品の買い取り強要の抑止

等にご留意いただきたいこと。

2 フランチャイズ形態における加盟店への指導について

フランチャイズ形態で事業展開を行っている企業におかれては、本部において各加盟店が労働関係法令違反を行わないよう、適切な御指導をいただきたいこと。

3 労働条件の確保に向けた取組の周知について

厚生労働省においては、労働時間、賃金その他の労働条件や労務管理に関する事項について、労働者、事業主や企業の労務管理を担当している方々に御理解いただくため、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>) による情報発信を行っているほか、労働者や事業主の方々から無料で御相談をお受けする「労働条件相談ほっとライン」

(0120-811-610) を開設しているので、これらについても周知に御協力をいただきたいこと。